

# 大東市中高年ひきこもり支援事業業務委託仕様書

## 1 業務委託名称

大東市中高年ひきこもり支援事業

## 2 目的

就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされているひきこもり問題に対し、対応が難しい専門的・多様な支援の提供や複雑な背景（経済的困窮、精神的な疾病、家族関係など）を持つケースに対し、専門的な知識・経験を持つ事業者へ委託することで、自立支援や社会参加を促進する。

また、ひきこもり期間の長期化や親の高齢化により、親とともに社会的に孤立するケースも少なくない中、家族も含めた支援を行うことにより、セーフティネットワーク体制を構築することを目的とする。

## 3 実施主体

本事業の実施主体は大東市とする。

## 4 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで。

## 5 支援対象者

大東市内に居住するひきこもりの状態にある概ね40歳以上65歳未満の本人、及びその家族等とする。

## 6 業務体制

- ・事業管理者 1名
- ・以下の要件を満たす人員（就労準備支援担当者、専門相談支援員等）を2名以上配置すること。

資格（下記ア～ウのいずれかを満たす者）

- ア 精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理士等の対人援助に係る公的資格を有している者
- イ アに準ずる資格（臨床心理士、相談支援専門員等）を有している者
- ウ ひきこもりの状態にある方やその家族に対する相談支援に1年以上従事経験がある者

- ・開所時間内は、原則として、常時2名以上の体制で行うものとする。

## 7 開所日

原則、月曜日から金曜日までとする。（「大東市の休日に関する条例」に規定する休日を除く。）

ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

## 8 開所時間

令和8年度においては、各専門支援員の業務時間数を累計月180時間以上とする。

令和9年度においては、各専門支援員の業務時間数を累計月184時間以上とする。

ただし、市長が必要と認めるときは、開所時間の延長や短縮をすることができる。

なお、開所時間帯以外でも、地域の住民、関係機関との会議等への出席が必要な場合には対応すること。また、平日の来所相談などが困難である方に対応するため、事前の予約等で、閉所日に面接相談対応（来所又は訪問）を行うことを禁じるものではない。

## 9 履行場所

相談・支援場所については受注者が確保した場所で、本市が適当と認めた場所とする。

## 10 業務内容

### (1) 支援対象者の実態やニーズの把握

本市における支援対象者の概数やニーズ等の実態を把握し、ひきこもり支援体制及び支援内容を検討する際に受注者が実現可能な手法（支援関係機関への聞き取り等の調査）により、実態を把握すること。また、潜在するニーズを把握し、支援対象者の掘り起こしを実施すること。

### (2) 相談支援

支援対象者の家族からの相談を受け、現状を整理したうえで、本人との面談につなげ、支援方針を決定又は就労準備支援プログラムを作成する。また、第一次相談窓口の重要性を踏まえ、傾聴・受容・共感に徹した対応により支援対象者とその家族との間の信頼関係を築きつつ支援対象者の状態や背景を誤りなく見立て、その見立てに応じた家族支援段階から、個人支援段階、居場所支援段階、集団との再会段階、社会参加支援段階、就労準備支援前段階までの各段階に即した相談支援を実施すること。また、相談支援の実施にあたっては、本人の状況に応じて適切な支援機関へ誘導すること。

### (3) 訪問支援

本人との面談ができない、あるいは本人への支援の展開が図りにくい等、必要と認められる場合に、訪問支援を実施すること。訪問支援実施に当たっては、本人のひきこもりの背景について、おおよその見立てを行うとともに、支援者への攻撃性、あるいは支援者が帰ってからの家族への暴力など、訪問後のこととも念頭におき、様々な状態を想定しフォローバック体制を確保したうえで、慎重に実施すること。

### (4) 居場所支援

他の参加者と接し、協働での作業や活動を通じてコミュニケーション能力の向上を図り自己肯定感を醸成する、社会参加へ向けた準備段階としての重要な支援と位置付けられることから安全で安心できる居場所を提供すること。また、支援対象者の状態を踏まえ、必要に応じて支援スタッフに加え、温かく接してくれる社会の窓口であるボランティアとの触れ合いや関係構築による効果が期待されることからボランティアの積極的な活用も可能とする。

### (5) 体験活動による支援

支援対象者の中には、ひきこもりの状態が長期化し、様々な経験が不足している場合も多いことから支援対象者に対して、職場体験等を通じた訓練体験活動、生活体験、社会体験、ボランティア体験、文化活動などの体験活動を行うこと。体験活動への参加にあたっては、支援対象者の参加意思や体力の状況を十分に把握し、社会的自立に向けて効果的な体験活動を企画するとともに、参加しやすい環境を工夫すること。

### (6) ひきこもり当事者家族交流会の運営

ひきこもりなど同じ悩みや不安を抱える保護者（家族）等が交流できる場を年1回以上開催すること。

### (7) その他の支援

前記の相談支援業務内容の実施に加えて、受注者が持つ効果的な支援手法があれば実施するとともに、相談支援終了後も安定した生活が維持できているか等、一定期間の見守りに努めること。

## 1 1 ひきこもり支援の広報・普及啓発

ひきこもりの状態にある本人やその家族をはじめ、ひきこもりに関する正しい認識や本事業を周知・啓発するとともに、ひきこもり支援に関する取り組みを積極的に情報発信するため、ひきこもり支援の手引き又は冊子（パンフレット）を作成すること。

## 1 2 事業目標

受注者は、次の目標に向け、効果的な事業実施方法を工夫するとともに、その達成に資すること。

なお、事業実績の検証は毎月行うものとするが、支援期間終了の各年度末日の事業実績をもって評価を行う。

本事業における目標は、次のとおりとする。

### (1) 支援者数（各年度末日の事業実績）

相談のあったひきこもり状態にある本人（実人数）：

年間50人以上を目標とする。（令和8年度及び令和9年度ごと）

### (2) 支援件数（各年度末日の事業実績）

相談、面談、訪問、同行支援、居場所支援、体験活動支援、学習支援、家族会の開催、その他支援等の支援件数（延べ件数）：

年間700件以上を目標とする。（令和8年度及び令和9年度ごと）

## 1 3 支援調整会議等の開催

### (1) 必要に応じて、大東市福祉・子ども部福祉政策課と調整を図り、関係機関等の連携協力の下で支援調整会議等を開催すること。

### (2) 支援計画及び就労準備支援プログラムを検討するため、隨時、発注者ほか関係機関等が参加する支援調整会議を開催する。また、ケース検討会議においては、支援内容の確認のほか、支援に当たっての関係機関等の役割について調整を行う。

### (3) 関係機関等

大東市福祉政策課、高齢介護室、障害福祉課、産業経済室、生活福祉課、教育委員会等の府内関係部署、大阪府の府内関係部署、大阪府内の保健所、大阪府ひきこもり地域支援センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府四條畷警察署、門真公共職業安定所等、大東市社会福祉協議会、大東市民生委員児童委員協議会、その他、ひきこもり支援にかかる行政機関や医療機関等

## 1 4 関係機関等との連携協力等

生活困窮者自立支援法等の趣旨理念を踏まえ、支援対象者の自立支援の充実や社会資源の有効活用の観点から、教育、福祉、保健、医療、労働等の各分野における関係機関等との連携、協力を図るとともに社会資源の掘り起こし等、地域支援ネットワークの構築や活用に努めること。

## 1 5 支援期間

支援期間については、対象者の状況に応じて設定するものとする。

## 1 6 事業にかかる費用及び支払い

### (1) 支払

（ア）受注者は、発注者に対して書面により委託金額の支払を請求することができる。

（イ）発注者は、請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

（ウ）請求は、年4回の分割とする。

## (2) 費用負担

受注者の業務遂行にかかる経費はすべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。また、支援対象者に経費の支払を求めてはならない。

### 1 7 業務従事者養成研修

受注者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するために必要不可欠な知識や技術を習得させるなど、従事者の資質の向上に努め、受注業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。

### 1 8 実績報告等

(1) 事業の実施状況の確認のため、従事者の出勤簿の写し、事業実績報告書、月次業務報告書（就労準備支援プログラム（計画書・評価書）含む。）を毎月の15日までに発注者へ提出すること。

この実績報告については、対象者ごとに作成するものとする。

なお、書面においては様式を問わないが、発注者が様式を指定した場合はこの限りではない。

(2) 発注者は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるので、協力すること。

### 1 9 業務に必要な設備及び物品等の調達

業務の遂行に当たって必要となる、業務従事者が使用する物品については、受注者が用意するものとする。

### 2 0 障害者差別解消法の遵守

受注者は、本契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

### 2 1 人権啓発研修

受注者は、受託業務に従事するものに対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう、発注者が実施する啓発行事への参加の促進や受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

### 2 2 労働施策総合推進法に係るパワーハラスメント等の対応について

受注者は、本契約の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第八章及び職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針を遵守すること。

### 2 3 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議して定めるものとする。

(2) 事業の実施にあたっては、発注者と必要な連携を図るとともに、協議を行いながら真摯に履行すること。また、別途、発注者が指示する会議等に出席すること。

(3) 業務実施期間中において、支援対象者並びに有資格者、支援員に事故等があった場合には、受注者の責任において対応するものとし、併せて直ちに発注者に報告すること。

(4) 履行期間後（履行期間中含む。）に他の業者への引継ぎがある場合は、受注者は誠実に対応するものとする。